

一都税についてのお知らせ

～23区内に償却資産をお持ちの方へ～



# 1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)

償却資産とは	会社や個人で、事業を行っている方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	平成28年1月1日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産係
申告期限	平成28年2月1日(月)

- ◆詳しくは、資産が所在する区にある都税事務所の償却資産係までお問い合わせください。
- ◆また、主税局ホームページにも詳しい内容を掲載していますので、ぜひご利用ください。申告の手引きや各様式のダウンロード、Q&A や軽減制度に係る解説をご覧ください。  
<問合せ先>  
【東京都千代田都税事務所 償却資産係】3252-7143

## 申告書のマイナンバー記載にご協力ください

平成28年1月1日以後に提出する償却資産申告書の様式に、マイナンバー(個人番号・法人番号)の記載欄が新設されました。所定の欄に個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を右詰めで記載してください。

また、個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認(番号確認、身元確認及び代理権確認)を実施いたします。窓口又は郵送での申告の際は、以下の(1)又は(2)の本人確認資料の写し(コピー)をそれぞれ1種類ずつ申告書に添付のうえ、ご提出ください。なお、eLTAX(電子申告)による申告の場合、本人確認資料の添付は不要です。

### (1) 本人が申告書を提出する場合

	番号確認資料	身元確認資料
窓口・郵送	個人番号カード(裏面) 通知カード 住民票(個人番号付き) 等	個人番号カード(表面) 運転免許証 旅券(パスポート) 等

※本人が申告書を提出する場合、個人番号カードは番号確認及び身元確認の両方の確認資料となります。

### (2) 代理人が申告書を提出する場合

	本人の番号確認資料	代理人の身元確認資料	代理権確認資料
窓口・郵送	本人の個人番号カード(裏面) 本人の通知カード 本人の住民票(個人番号付き) 等	代理人の個人番号カード(表面) 代理人の運転免許証 代理人の旅券(パスポート) 等	税務代理権限証書 委任状 等

※上記以外の本人確認資料については、主税局ホームページをご参照いただくか、各都税事務所までお問い合わせください。

## 償却資産の申告には、電子申告(eLTAX:エルタックス)もご利用できます

eLTAX

ホームページ

<http://www.eltax.jp/>

エルタックス

検索

クリック

ヘルプデスク

☎ 0570-081459

(左記電話番号につながらない場合: ☎03-5500-7010)

9:00から17:00 (土・日・祝日、年末年始12/29～1/3を除く)



eLTAXイメージキャラクター  
エルレンジャー